

資料 R3-215-1  
資料 R3-214-1 改  
資料 R3-213-3 改  
資料 R3-212-2 改

## JRR-3 の運転再開に係る保安規定の手続きについて

令和 2 年 9 月 8 日  
日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

### 1. 原科研保安規定に係る申請の状況について

新規制基準に係る審査が長期にわたることから、JRR-3 の新規制基準適合性審査にかかる保安規定の変更については、平成 26 年 9 月 26 日に申請し審査が継続している。その間、その他の要求等に対応するため保安規定の変更が必要となった場合は、原子力科学研究所（以下「原科研」という。）から複数の申請をし、個別に審査をして頂いている。原科研において現在申請中の案件については、別表に示す通り。

これらの申請内容については、それぞれが独立した案件であるが、複数の申請が同時に申請されていることから、いずれか一つの申請が認可となった場合に、その他の申請により最新の保安規定を古いものに上書きしてしまわないよう、その他の申請を最新の情報にアップデートするために関係箇所を補正することとしている。そのため、審査が終了し、手続きに移る際には、他の案件の審査状況を確認し、当該案件の認可により先行して認可された内容が書き換えられることのないように、補正又は複数申請の統合を行う予定である。

原科研において現在申請中の案件について、申請の状況、認可の予定時期等を整理し、今後、JRR-3 の運転再開に必要な保安規定の認可を受けるために必要な審査及び手続のステップを整理した。

別表に示す案件うち、JRR-3 の運転再開に関係するものは以下の 3 件である。

- ・ JRR-3 における新規制基準適合性確認に係る変更
- ・ 3 条改正に係る変更
- ・ 廃棄物処理場における新規制基準適合性確認に係る変更

その他、JRR-3 の運転再開には放射性廃棄物処理場の一部使用承認が必要となり、関連する保安規定の変更が必要となる可能性がある（具体的には、今後、調整させて頂く予定）。申請時期については、一部使用承認が原子力規制委員会殿の承認事項であるため、その状況を踏まえて対応する。

### 2. 今後の具体的な手続きについて

JRR-3 の運転再開に係る保安規定の認可のフローを別図に示す。

原科研全体の 3 条改正に伴う保安規定の変更のうち設計想定事象に係る記載については、令和 2 年 7 月 20 日及び 8 月 3 日の審査会合において議論がなされており、新規制基準対応

中の施設については、適合性確認の進捗に合わせて保全に関する措置を定めることとし、記載を予定している措置については、その旨が保安規定上で明確となるよう、「運転再開時まで  
に定める」等の記載を追加する方針となったことから、9月上旬に予定している補正申請に  
おいて、この方針に基づき記載を追加することとしている。一方、JRR-3の新規制基準適合  
に係る変更において、設計想定事象に係る記載については令和2年8月7日の補正申請にお  
いて対応済みである。このため、3条改正に伴う保安規定変更の認可後に、「運転再開時まで  
に定める」とした旨の記載を削除する補正を行う。

また、3条改正に係る保安規定変更について認可を受けた後に、この変更内容を反映させ  
る形でJRR-3及び処理場の新規制基準適合に係る変更申請の補正申請をおこなう。補正申請  
をおこなう際はJRR-3と処理場の共通部分（1編及び2編）に係る記載については補正申請  
の内容に齟齬がないように整合性を図ることとする。また、JRR-3に係る設工認その13の審  
査において保安規定に追加する事項が発生した場合については、当該補正申請において追記  
することとする。

## 別表 原科研における保安規定の変更申請の状況

R2.9.8現在

申請案件	申請年月日	認可時期（予定）	申請箇所
JRR-3における新規制基準適合性確認に係る変更	H26.9.26申請 R1.6.7補正 R2.8.7補正 (R2.9補正予定)	R2.10	1編、2編、5編
3条改正に伴う変更	R2.5.11申請 (R2.9補正予定)	R2.9	1編～12編
廃棄物処理場における新規制基準適合性確認に係る変更	R2.7.31申請 (R2.9補正予定)	R2.10	1編、2編、3編
TCA廃止措置に係る変更	R1.11.15申請	R3.4以降	1編、2編、8編
東海第二発電所緊急時対策所等の設置に伴う周辺監視区域変更	R2.3.2申請	R2.8	2編

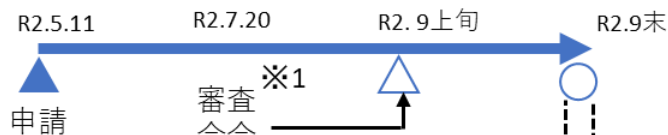
その他、JRR-3の運転再開には放射性廃棄物処理場の一部使用承認が必要となり、関連する保安規定の変更が必要となる可能性がある（具体的には、今後、調整させて頂く予定）。申請時期については、一部使用承認が原子力規制委員会殿の承認事項であるため、その状況を踏まえて対応する。

# 別図 JRR-3の運転再開に係る保安規定の認可のフロー

R2.9.8現在

## 3条改正に係る変更

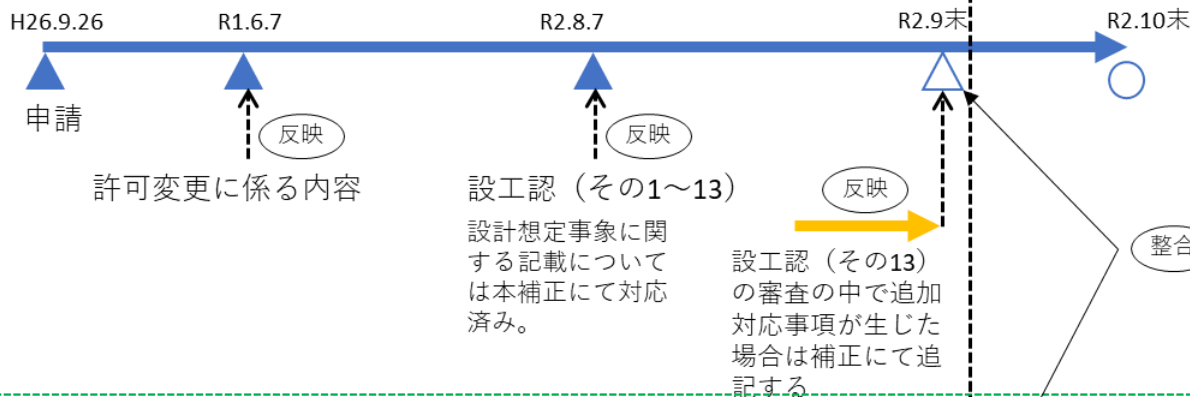
原科研全体



※1：設計想定事象に関する記載については運転再開までに対応する旨、保安規定に記載する（第5編）。（令和2年7月20日の審査会合指摘事項について8月3日の審査会合にて回答し、9月の補正にて対応）  
3条改正に係る変更認可後、9月末に予定している新規制基準適合に係る変更の補正時に当該記載を削除する。

## 新規制基準適合に係る変更

JRR-3、原科研全体



反映

共通部分（第1編、第2編）について

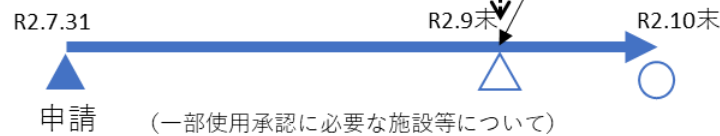
整合

R3.2 ☆ 運転再開

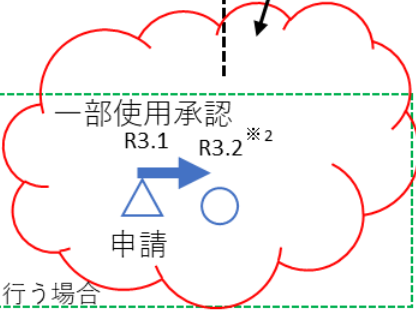
廃棄物処理場の一部使用承認について原子力規制委員会に諮った結果、保安規定に記載すべき事項が生じた場合

- ▲：申請（補正）実績
- △：申請（補正）予定
- ：認可希望

放射性廃棄物処理場、原科研全体



（一部使用承認に必要な施設等について）



※2：原子力規制委員会の審査コメントに沿って補正を行う場合